

仙台市放課後児童健全育成事業 に関する手引き

(仙台市内で放課後児童健全育成事業を実施する事業者の方へ)

<令和5年度版>

仙台市こども若者局児童クラブ事業推進課

目次

はじめに	1
I 事業実施に伴う各種届出	1
1 遵守すべき基準	1
2 事業開始の届出	1
3 事業変更の届出	1
4 事業廃止又は休止の届出	1
5 事故発生時の対応について	2
6 市長の調査、事業に対する指示等	2
7 関連法令等	2
II 本市の補助制度	3
1 補助金の交付対象者	3
2 補助対象事業	3
3 補助金の種類	4
(1) 事業運営費補助金	4
(2) 設備整備費補助金	4
(3) 放課後児童健全育成事業加算補助金	4
(4) 一体型事業等実施補助金	4
(5) 開設準備経費補助金	4
4 補助金の額	6
5 補助金に関する手続き	7
(1) 交付申請	7
(2) 交付決定	7
(3) 補助金の交付	8
(4) 実施状況報告	8
(5) 事業実績報告	8
(6) 補助金の額の確定	8
(7) 消費税仕入控除税額確定に伴う報告	8
6 その他	10
(1) 補助事業の変更・中止・廃止	10
(2) 申請の取下げ	10
(3) 決定の取消し	10
(4) 書類の整備	10
(5) 個人情報の管理	10
(6) その他留意事項（令和5年度新設）	11
(7) 本手引きに記載のない補助金	11
(8) 関連法令等	11

【各種書類の提出先・お問い合わせ先】

仙台市子ども若者局子ども若者支援部児童クラブ事業推進課

〒980-8671 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎9階

電話：022-214-8176 ファクス：022-214-8784

Email：kod006025@city.sendai.jp

はじめに

平成 27 年 4 月より、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行おうとする事業者は、あらかじめ市町村長へ届け出ることにより、放課後児童健全育成事業を行うことができることとなりました。

事業実施にあたっては、本手引きをよくお読みいただき、遵守すべき基準や各種届出事項、補助制度等をご確認のうえ、当該事業の趣旨、目的、事業内容を十分ご理解ください。

さらに、「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 34 号）」を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めてください。

I 事業実施に伴う各種届出

1 遵守すべき基準

本市において、法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する事業者は、「仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「本市基準条例」という。）」で定める基準を遵守する必要があります。

そのため、本市基準条例を熟読いただいたうえで、必ず、「【別紙 1】仙台市放課後児童健全育成事業基準条例等チェックリスト」により本市基準に適合するかご確認ください。

2 事業開始の届出

法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行おうとする事業者は、法第 34 条の 8 第 2 項及び児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第 36 条の 32 の 2 第 1 項の規定に基づき、「【別紙 2】放課後児童健全育成事業開始届」により、あらかじめ本市に届け出てください。その際は、「【別紙 1】仙台市放課後児童健全育成事業基準条例等チェックリスト」についても、各項目にチェックのうえ、ご提出ください。

また、平成 29 年 7 月 1 日以降に「【別紙 2】放課後児童健全育成事業開始届」を提出する事業者は、社会保険等の未適用事業所の加入促進の観点から、「【別添】社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票」を同開始届と併せてご提出ください（「(参考) 各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について」参照）。

書類に不備等がある場合は、受付ができない場合がありますので、ご不明な点がございましたら「各種書類の提出先・お問い合わせ先」までお問い合わせください。

3 事業変更の届出

届出事項に変更が生じた場合は、法第 34 条の 8 第 3 項の規定に基づき、「【別紙 3】放課後児童健全育成事業変更届」により、変更の日から 1 か月以内に本市に届け出てください。

4 事業廃止又は休止の届出

当該事業を廃止又は休止する場合は、法第 34 条の 8 第 4 項及び規則第 36 条の 32 の 3 の規定に

に基づき、「【別紙4】放課後児童健全育成事業廃止（休止）届」により、あらかじめ本市に届け出てください。

5 事故発生時の対応について

利用者に対する支援により事故が発生した場合は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づき、速やかに、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

また、以下の重大事故に関しては、「【別紙5】放課後児童健全育成事業事故報告様式」により本市に報告してください。

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

6 市長の調査、事業に対する指示等

法第34条の8の3の規定に基づき、市長は事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件の検査させることができます。

また、市長は事業が本市基準条例に適合しないと認める場合、必要な措置を採るべき旨を指示することができ、指示に違反したとき等は、事業の制限又は停止を指示することができます。

7 関連法令等

- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行規則
- ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- ・放課後児童クラブ運営指針

II 本市の補助制度

1 補助金の交付対象者

この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 法及び本市基準条例に基づき、放課後児童健全育成事業を健全かつ円滑に実施できる団体又は個人。
- (2) 申請者が個人又は法人格のない団体の場合は、本人又は当該団体の代表者が本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 申請者が法人である場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団との関係を有していないこと。

2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる民間児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業のうち本市以外の実施主体が行うもの)は、次の各号の要件をすべて満たしている事業とします。

- (1) 放課後児童健全育成事業の利用ニーズが高い小学校区、放課後児童健全育成事業が実施されていない小学校区、又はその他本市における健全育成事業において効果があると認められる小学校区において事業を行うものであること。
- (2) 対象児童は、仙台市内の小学校第1学年から第6学年までに在籍する児童で、昼間保護者等が就労等のため家庭にいない児童で、適切な遊び及び生活の場の提供が必要な児童とすること。
- (3) 国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体[※]から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けていないこと。
- (4) 実施団体の従業員等の児童のみを対象としないこと。

※公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等など公共的活動を営むものは全て含まれ、法人格を持つかどうかは問わない(行政実例 昭和24年1月13日)。

3 補助金の種類

(1) 事業運営費補助金

放課後児童健全育成事業の実施に要する経費（飲食物に係る経費は除く）を補助します。

(2) 設備整備費補助金

(1) の補助金を受ける初年度に整備する備品等に要する経費を補助します。

(3) 放課後児童健全育成事業加算補助金

(1) の補助金を受ける事業者が、次の3つの要件を全て満たす場合は、(1) の補助金に加算を行います。

- ① 以下のいずれかの小学校区において児童クラブを実施すること。または、以下の少なくとも一つの地区を対象に自動車による送迎を行う体制を整えていること。（送迎を行う場合は、無償もしくは旅客自動車運送事業として許可を得ているタクシー会社等に依頼するなど、道路運送法を順守すること。）

【令和5年度】

青葉区	立町
宮城野区	
若林区	
太白区	人来田、長町南
泉区	南光台、野村

② 当該児童クラブに係る児童が利用可能な居室の延床面積が 33 ㎡以上であること。

③ 当該児童クラブの保護者負担金の基準額が月額 15,000 円以下であること。

(4) 一体型事業等実施補助金

(1) の補助対象となる児童クラブが、放課後子ども教室との一体型の児童クラブである場合は、(1) の補助金に加算を行います。

※ 放課後子ども教室とは、放課後等の小学校施設等を活用して、学び・体験・交流・遊びに関わる活動を、本市が学校・PTA・地域団体等により組織する運営委員会に委託して実施するものをいいます。

※ 一体型とは、同一の小学校内等で放課後子ども教室と放課後児童クラブを実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

(5) 開設準備経費補助金

新たに開設する児童クラブが(3) ①の要件を満たす場合、開設に必要な設備の整備費・修繕費、備品の購入費、施設の礼金・開所前月分賃料を補助します。

<注意点>

- ・一会計年度において、平日1日あたりの平均利用者数が5人以下となる月が3か月連続した場合又は通算して4か月に達した場合、その翌月以降は平均利用者が6人以上となる月を除き、事業運営費補助金は交付しません。
- ・放課後児童健全育成事業加算補助金（以下「加算補助金」という。）及び開設準備経費補助金の交付要件である（3）①の小学校区は、年度によって異なります。
- ・開設準備経費補助金は予算の範囲内で交付しますので、申請者が多数の場合は交付決定できない場合があります。また、同一学区において複数の応募があった場合は、選考を行うことがあります。
- ・開設準備経費補助金の交付を受ける場合は、交付決定の通知があった日から6か月以内に補助対象となる児童クラブを開設する必要があります。
- ・開設準備経費補助金の交付を受けた場合は、設備整備費補助金の交付を受けることはできません。

<加算補助金の交付要件を満たさなくなった場合の経過措置>

- ・加算の交付要件である（3）①の小学校区が変更されることにより、前年度に加算補助金の交付を受けた事業者が加算の要件を満たさなくなった場合は、補助額の急な変動を避けるため、要件を満たさないこととなった年度以降3会計年度を限度として、加算補助金を交付します。
- ・上記の3年間は、加算補助金の交付終了後に安定した事業運営が可能となるようご準備いただく期間ですので、（3）②及び③の要件を満たす必要はありません。

4 補助金の額

補助金の種類		補助対象経費	補助金額			
事業運営費補助金		補助事業の実施に要する経費(飲食物に係る経費は除く。)	1か月の平日平均	月額	月額(加算のある場合)	
			利用児童数	基本額	加算額	合計額
			～5人	50,000円	129,300円	179,300円
			6人～9人	63,000円	126,000円	189,000円
			10人～19人	94,500円	118,600円	213,100円
			20人～35人	140,500円	251,800円	392,300円
			36人～	220,250円	174,250円	394,500円
放課後児童健全育成事業加算補助金	登録児童数加算	補助事業の実施に要する経費(飲食物に係る経費は除く。)	上記事業運営費補助金の表の加算額			
	開所日数加算		○1日8時間以上開所 (年間開所日数-250日)×1,500円×月数			
	長時間開所加算額		○平日(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×34,000円×月数			
			○長期休暇(1日8時間を超えて開所) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×15,300円×月数			
一体型事業等実施補助金	放課後子ども教室との共通プログラムの企画運営のための講師招聘に係る経費	共通プログラムの年間合計実施時間1時間につき961円とし年額369,000円を超えない額				
設備整備費補助金	補助を受ける初年度に整備する備品等に要する経費	年額 80,000円				
開設準備経費補助金	新規開設に必要となる設備の整備費及び修繕費並びに備品の購入費	合計で1,000,000円を限度とし、交付決定日の属する年度中に支出したものに限る。				
	新規開設する施設の賃借に係る礼金及び開所前月分の賃料	礼金と賃料それぞれで300,000円を限度とし、交付決定日の属する年度中に支出したものに限る。				

5 補助金に関する手続き

(1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする場合は、次の書類を期限までに提出してください。

- ① 事業運営費補助金等（3（1）～（4）の補助金。以下同様。）
 - (ア) 提出書類チェックシート（事業運営費補助金）
 - (イ) 交付申請書（様式第1号、加算対象の場合は様式第1号-1）
 - (ウ) 補助事業収支予算（様式第1号-2）
 - (エ) 交付申請額内訳（様式第1号-3、加算対象の場合は様式第1号-4）
 - (オ) 設備整備費の内訳（様式第1号-5、設備整備費補助金を申請する場合のみ）
 - (カ) 団体概要（添付書類は以下のとおり）
 - 定款・寄附行為等
 - 団体の収支予算の細目及び資産の状況
 - 実施場所の平面図
 - 整備予定品目等の価額一覧（設備整備費補助金を申請する場合のみ）
 - (キ) 【別紙1】 仙台市放課後児童健全育成事業基準条例等チェックリスト
 - (ク) その他必要な書類として本市が提出を求めるもの

<提出期限>

令和5年5月31日（水）まで

※ 年度途中から補助を受けようとする場合は、補助を受けようとする月の前月15日までに提出してください。

② 開設準備経費補助金

- (ア) 提出書類チェックシート（開設準備経費補助金）
- (イ) 交付申請書（様式第1号-6）
- (ウ) 開設準備経費の内訳（様式第1号-7）
- (エ) 団体概要（添付書類は以下のとおり）
 - 定款・寄附行為等
 - 実施場所の平面図
 - 補助対象物件が賃借の場合は賃貸借契約書の写し
 - 整備予定品目等の価額の一覧
- (オ) 【別紙1】 仙台市放課後児童健全育成事業基準条例等チェックリスト
- (カ) その他必要な書類として本市が提出を求めるもの

<提出期間>

随時受け付けますが、令和5年度に支出する経費にかかる申請は令和6年2月15日（木）までに提出してください。

(2) 交付決定

交付申請書等を審査のうえ、補助金交付の適否及び補助金の額を決定し、交付決定書（様式第2号又は様式2号-1）により通知します。

交付決定書に記載の補助の条件及び個人情報取扱特記事項を熟読し、内容について十分にご

理解ください（P10「6(5)個人情報の管理における主な留意点」も参照のこと。）。

(3) 補助金の交付

① 事業運営費補助金等

前期（4月から9月分）及び後期（10月から翌3月分）の2回に分けて概算払いにより交付します。

交付決定書送付時の案内に従って、交付請求書（補助金関係様式）を提出してください。

② 開設準備経費補助金

（6）における補助金の額の確定後に交付します。

確定通知書送付時の案内に従って、交付請求書（補助金関係様式）を提出してください。

(4) 実施状況報告

事業運営費補助金等については、各月の事業の実施状況を翌月の10日（10日が閉庁日のときは次の開庁日）までに、実施状況報告書（様式第7号）を提出してください。

(5) 事業実績報告

当該会計年度における事業終了後速やかに、事業実績報告書（様式第8号、様式第8号-1又は様式第8号-2）に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 補助対象経費についての収支及び支出対象がわかる資料（補助対象経費支出に係る領収書・受領書、人件費内訳がわかる書類、他事業と費用を按分した場合の按分方法及び内訳がわかる書類など）
- ・ その他市長が必要と認める書類

(6) 補助金の額の確定

実施状況報告書、事業実績報告書等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第9号又は様式第9号-1）により通知します。

事業運営費補助金等については、交付申請時の見込みより平日の平均利用児童数が減少した等により、すでに交付を受けた補助金額が確定額を上回っていた場合、その差額分を返還しなければなりません。

(7) 消費税仕入控除税額確定に伴う報告

補助事業完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額確定に伴う報告書（様式第10号）を提出し、補助金を返還する必要があります。（消費税の免税事業者等、補助金の返還がない事業者であっても報告する必要があります。）。

報告（返還）額については次ページの表を参考にしてください。

○報告（返還）額

区 分				報告（返還）額		
免税事業者				0円		
課 税 事 業 者	簡易課税			0円		
	一 般 課 税	（ア）国、地方公共団体等（※）で、特定収入割合が5%超		0円		
		上記（ア）以外	課税売上割合が95%以上		補助確定額 ×10/110	
			課税売上割合が 95%未満	一括比例配分方式		補助確定額 ×10/110 ×課税売上割合
				個別対応方式	課税売上対応	補助確定額 ×10/110
非課税売上対応	0円					
		課税売上非課税売上 共通対応	補助確定額 ×10/110 ×課税売上割合			

※ 消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等として、学校法人、財団法人、社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等も該当します。

6 その他

(1) 補助事業の変更・中止・廃止

補助事業の内容を変更するときは変更承認申請書（様式第3号）により、補助事業を中止（廃止）するときは事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出してください。

上記申請に対する承認は承認通知書（様式第5号）により通知します。この場合、軽微な変更を除き交付の決定を取り消し、又は変更する場合があります。

(2) 申請の取下げ

交付決定書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（様式第6号）を提出し、申請を取り下げることができます。

(3) 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。

- ① 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又は仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

(4) 書類の整備

補助事業者は、補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければなりません。

(5) 個人情報の管理

交付決定書に記載の「3補助の条件」では、「補助事業に係る事務を処理するための個人情報については、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。」としています。

補助事業の実施に当たっては、下記を参考に、個人情報の適切な管理を徹底してください。

＜個人情報の管理における主な留意点＞

- ・個人情報の書類等は、鍵付きのロッカー等に保管し、かつ、業務時間中においても基本的に鍵がかけられている状態とする。
- ・保管するロッカーの鍵は、特定の職員のみにより管理する。
- ・個人情報とそれ以外の情報（公開可能な情報）を混在させないことにより、不必要に個人情報を取り出さないように工夫する。
- ・個人情報を電子データで取扱う場合は、パソコンのセキュリティに万全を期すとともに安易なファイルコピー等の禁止や、USBメモリの管理の徹底等を行う。
- ・上記事項のほか、利用者に係る個人情報の保護に関する施設内のルール等について、職員間の打合せ等により確認する機会を設け、その遵守を徹底する。

(6) その他留意事項（令和5年度新設）

- 開所した日の利用児童が0人であった場合の実施状況報告書での報告について
実施状況報告書の開所日数について、当初開所予定（運営規定やHP等で開所日として周知している日）であったものの、利用児童が0人であった場合の考え方は以下のとおりとなりますので、令和5年4月分以降の実施状況報告書よりご対応をお願いいたします。

①職員の配置基準*を満たしていた場合

→ **開所日数に含めることができます。**（開所日に「0人」と記載）

②開所していない場合、開所したが職員の配置基準を満たしていない場合

→ **開所日数に含めることができません。**（開所日に斜線を引く）

※放課後児童支援員1名を含む2名以上の職員を配置（実利用児童数が20人未満の場合、放課後児童支援員を専任で配置し、他の1名を敷地内の併設施設の職員の兼任とすることができます）。

※令和4年6月24日付厚生労働省事務連絡「放課後児童健全育成事業における土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件の再周知について」を参照のこと。

- 放課後児童支援員の認定資格に係る猶予期間の取扱いの変更について

放課後児童支援員の認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）受講については、令和5年3月31日まで経過措置が設けられていましたが、経過措置の終了に伴い、国より令和5年度以降は、「①研修計画を定めること、②放課後児童支援員としての業務に従事すること」になってから2年以内に研修修了を予定していること」の2つの要件を満たす場合に限り、研修を修了していない者も放課後児童支援員としてみなすことができると示されました。

そのため、令和5年度の認定資格研修においては、今年度末が放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年を経過する年度末にあたる職員、および来年度中に放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年を経過する職員の確実な研修の受講にご配慮をお願いいたします。なお、令和5年度の認定資格研修については、例年よりも受講枠の拡大を図り、研修の受講が必要な職員の皆さんが受講できるよう、宮城県とも連携のうえ対応していきます。

(7) 本手引きに記載のない補助金

本手引きに記載のない補助金の公募等を実施する場合は、その都度、仙台市ホームページなどで周知します。

(8) 関連法令等

本手引きに記載している事項のほか、以下の関連法令等を熟読し、本市の補助制度を十分ご理解ください。

- ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
- ・仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱実施要領